

平成 15 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社スクウェア
代 表 者 名 代表取締役社長 和田 洋一
(コード番号 9620 東証第一部)
問 合 せ 先 社長室 広報・IR 担当部長 村川 和良
(TEL. 03-5496-7111)

ストック・オプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、平成 15 年 2 月 13 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20、第 280 条ノ 21 および定時株主総会決議、臨時株主総会決議に基づき発行する新株予約権の具体的な内容を下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|---|---|
| 1. 発行日 | 平成 15 年 2 月 20 日 |
| 2. 発行数 | 30,000 個(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株) |
| 3. 発行価額 | 無償 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 当社普通株式 3,000,000 株 |
| 5. 新株予約権行使時に払込をすべき額 | 1,829 円または平成 15 年 2 月 20 日における東京証券取引所における終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)のいずれか高い金額とする |
| 6. 新株予約権の行使により発行または移転される当社普通株式の総額 | 平成 15 年 2 月 20 日に確定する |
| 7. 新株予約権証券の発行 | 新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行するものとする |
| 8. 新株予約権の行使期間 | 平成 16 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで |
| 9. 新株予約権の行使条件 | ①対象者は、権利行使時において当社の取締役または従業員
の地位を保有していることを要する。ただし、取締役の任期満了又は合併による退任は、この限りでない。
②対象者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めない。
③当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約で、権利行使期間中の各年(7 月 1 日から 6 月 30 日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限または新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の上限を定めることができるものとする。
④その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。 |
| 10. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中の資本組入額 | 平成 15 年 2 月 20 日に確定する |
| 11. 新株予約権の割当対象者 | 当社取締役ならびに従業員合計 696 名に割当する。 |

【ご参考】

- | | |
|-------------------------|------------------|
| (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 14 年 5 月 27 日 |
| (2) 定時株主総会の決議日 | 平成 14 年 6 月 22 日 |
| (3) 臨時株主総会の決議日 | 平成 15 年 2 月 13 日 |

以 上